

○大淀町人権を尊重し多様性を認め合い共に支え合うまちづくり条例（案）

前文

人権は、人が生まれながらにして持つ固有の権利であり、決して侵すことのできない権利として日本国憲法に規定されています。

本町においては、平成 11 年 9 月に「大淀町人権擁護に関する条例」、平成 23 年 4 月に「大淀町人権施策に関する基本計画」を定め、基本的人権の尊重及び法の下での平等を定める日本国憲法の理念のもと、町民の人権擁護と人権意識の高揚を図り、人権が尊重される明るい地域社会の実現を目的に各種取組みを展開してきました。

しかしながら、社会経済情勢や時代の変化とともに人権侵害や差別は、その姿をより複雑に変化させ、新たな人権問題や多様性に関する課題が生じています。

このような課題を解決し、人権を尊重し多様性を認め合う地域社会を実現するためには、これまでの取組みを継続しながら、さらに人権意識の向上を図る必要があります。

あらゆる差別の解消を図り、町民一人ひとりが、互いに人権を尊重し文化や価値観、個性の違いを多様性として認め合い共に支え合うまちづくり（以下「共生のまちづくり」という。）を進めるために、この条例を制定します。

【前文の説明】

本町においては、これまでも「大淀町人権擁護に関する条例」、「大淀町人権施策に関する基本計画」を定め、人権に関する各種取組みを継続してきましたが、社会経済情勢や時代の変化とともにインターネットを利用した悪質な書き込み、性的指向と性自認への誤った認識による発言、新型コロナウイルス感染症をはじめとする疾病等を理由とした偏見など新たな課題が生じています。

前文として、この課題を解決するとともに、さらに人権を尊重し多様性を認め合い共に支え合うまちづくりを進めるために新たな条例を制定することを記しています。

（目的）

第 1 条 この条例は、共生のまちづくりに関し、基本理念を定め、町民の権利、町の責務並びに町民及び事業者の役割を明らかにするとともに、必要な施策を推進し、すべての町民が自分らしく生きることができる共生のまちづくりに寄与することを目的とする。

【第 1 条の説明】

目的として、町民の権利、町の責務、町民及び事業者の役割を明確化し、必要な施策を進めるとともに、人権意識の高揚を図り、すべての町民が自分らしく生きることのできる共生のまちづくりに寄与することを規定しています。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）町民 町内に居住し、又は滞在している者（通勤又は通学をする者を含む。）をいう。
- （2）事業者 町内において事業活動を行う個人、法人又は団体をいう。

【第2条の説明】

住所の有無にかかわらず町内に居住している人、町内で働く人、町内に通学する人、一時的に滞在する人を町民としています。

また、営利・非営利にかかわらず、町内において事業活動を行っている個人、法人、団体を事業者としています。

（基本理念）

第3条 共生のまちづくりは、全ての人は等しく基本的人権を享有する個人として尊重されるものであるという考えのもと、一人ひとりの個性を尊重し、多様性を認め合い、共に支え合う心の醸成に努めることにより行わなければならない。

【第3条の説明】

基本理念を規定しています。すべての人は、生まれながらに日本国憲法が保障する基本的人権を持っており尊重されるとともに、一人ひとりの個性や違いを特別視し、社会的に排除するのではなく、人権を尊重し、多様性を認め合い共に支え合うという認識を基本として、心の醸成に努めることを規定しています。

（差別及び人権を侵害する行為の禁止）

第4条 何人も、家庭、職場、学校、地域、インターネット上その他社会のあらゆる場所及び場面において、次に掲げる行為をしてはならない。

- （1）年齢、障がい、人種、民族、国籍、言語、性別、性的指向、性自認、疾病、職業、出身その他の事由を理由としたあらゆる差別及び人権を侵害する行為
- （2）誹謗中傷、著しく拒絶的な対応、不当な差別的言動その他の心理的外傷を与える行為
- （3）いじめ、虐待、体罰、ハラスメント（行為者の意図にかかわらず、相手方を不快にさせ、相手方の尊厳を傷つけ、又は相手方に不利益若しくは脅威を与えることをいう。）
その他の人権を侵害する行為
- （4）プライバシーを侵害する行為
- （5）その他不当な差別的取扱い

【第4条の説明】

あらゆる場面場所において、本人の意図が及ばない事由による差別及び人権を侵害する行為を禁止することを規定しています。

（町民の権利）

第5条 町民は、一人ひとりが多様な個性や特性を持つ個人として尊重され、誰もが自分らしく生きる権利を有する。

【第5条の説明】

人は誰もが個人として尊重され、自分らしく生きる権利を持っています。人権を尊重し多様性を認め合い共に支え合うまちづくりを進めるにあたり、改めてこのことを意識してもらえるよう規定しています。

（町の責務）

第6条 町は、基本理念に基づき、国、他の地方公共団体、関係機関及び関連団体（以下「関係機関等」という。）との連携を図りながら、あらゆる差別及び人権を侵害する行為の防止並びに町民の人権意識の高揚に努め、共生のまちづくりに必要な施策を推進するものとする。

【第6条の説明】

人権施策は、町だけではなく、町民、事業者がそれぞれの立場で取り組むことが必要です。町においては、関係機関等と連携し、あらゆる差別及び人権を侵害する行為の防止と町民の人権意識の高揚に努め、共生のまちづくりに必要な施策に取り組むことを規定しています。

（町民及び事業者の役割）

第7条 町民及び事業者は、基本理念に基づき、共生のまちづくりについての理解を深めるとともに、町と共に自らが共生のまちづくりの担い手として取組みに協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、自らの組織に所属する者の人権及び多様性を尊重するとともに、事業活動に関わるすべての人の人権意識の高揚を図り、人権及び多様性が尊重される環境づくりに努めるものとする。

【第7条の説明】

町民、事業者については、「責務」ではなく「役割」と定義します。町民、事業者がそれぞれの立場で「役割」をまっとうする中で、共生のまちづくりの取組みを理解し協力することで、当該条例の目的、基本理念の実現に寄与することに努めてもらいます。

また、事業者は、さらに自らの組織に所属する従業員の人権及び多様性の尊重と、事業活動に関わる人（顧客、取引先等）に対する人権意識の高揚と環境づくりに努めてもらいます。

(啓発及び教育の充実)

第8条 町は、町民及び事業者が人権及び多様性の尊重に関する正しい理解を深めるよう人権意識の高揚を図るとともに、あらゆる機会をとらえて共生のまちづくりに関する啓発及び教育の充実に努めるものとする。

【第8条の説明】

人権及び多様性の尊重に関する知識や理解を深められるよう、あらゆる機会を通じて教育や啓発に努めることを規定しています。

(相談体制の確保等)

第9条 町は、町民及び事業者からの相談に的確に応じるため、関係機関等と連携し、必要な体制の確保に努めるものとする。

【第9条の説明】

人権や多様性の尊重に関する様々な相談に対応し、解決に向けた支援ができるよう、関係機関等と連携し、適切な役割分担のうえ相談体制の確保に努めることを規定しています。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

【第10条の説明】

この条例に定めるもの以外に条例を施行するうえで必要な事項が生じた場合は、その内容に応じた規則、要綱、要領等を定めることを規定しています。

附 則

この条例は、令和 年 月 日から施行する。

【附則の説明】

この条例の施行日となります。共生のまちづくりの基本理念となる条例を施行し、このことを踏まえた施策の推進に努めていきます。